

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 27 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		5	2	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	3	3	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	5	2	3	0
	計		8	5	3	0
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		4	1	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	4	2	2	0
	計		4	2	2	0
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
合 計		23	12	5	6	

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年9月9日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
株式会社江ノ島マリ ンコーポレーション 【世界淡水魚園（世 界淡水魚園水族館を 含む一部の区域。）】	都市公園課	<p>世界淡水魚園のうち世界淡水魚園水族館を含む一部の区域にかかる管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 管理運営協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは県の承諾を得るべきところ、承諾を得ないまま第三者に業務を委託していた。</p> <p>2 世界淡水魚園水族館で実施する企画展示の案内看板の設置について、公園管理者から都市公園法に定める占用許可を受けるべきところ、許可を受けないまま設置していた。</p>	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>1 基本協定書第12条（一括委託）及び第32条（個人情報の保護）の条文のみに着目し、全ての一部再委託について申請行為不要と認識してしまい、別記「個人情報取扱特記事項第9」記載内容を失念していたため、適正な事務処理が行われなかった。</p> <p>速やかに再委託届を県に提出し、是正した。</p> <p>今後は、別記等も含めた基本協定書の記載内容を複数の職員で確認するなど周知徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2 占用許可書の交付確認が徹底されておらず、適正な事務処理が行われぬまま案内看板を設置してしまった。今後は、事業所内において、必ず許可書交付の確認を複数の職員で行ったうえで、占用物件の設置を行うよう周知徹底を図り再発防止に努める。</p>
株式会社オアシスパ ーク 【世界淡水魚園（世 界淡水魚園水族館を 含む一部の区域を除 く。）】	都市公園課	<p>世界淡水魚園の管理運営業務において、世界淡水魚園の管理に関する基本協定書に基づき事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、ドライブインシアターの開催委託業務に係る申請を</p>	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項1及び2について、基本協定書に基づき、変更後の事業計画書に当該事業を記載するとともに再委託を申請し承認を得るべきところ、当該手続きについて失念しており、行われていなかった。また、毎年度当初に利用している基本協定書に基づき行わなければならない手続きの一覧を記載したチェックリストが活</p>

		<p>行っていなかった。</p> <p>2 事業報告書において、施設の管理運営業務の実施状況に関する事項としてドライブインシアターの開催業務が記載されていなかった。</p>	<p>用されておらず、手続き漏れが生じた。</p> <p>よって、今後は周知徹底するとともに、年度途中の事業計画変更の際もチェックリストを活用することにより再発防止に努める。</p>
<p>昭和造園土木・名岐サービス JVグループ 【岐阜県百年公園（岐阜県博物館に係る区域を除く。）】</p>	都市公園課	<p>岐阜県百年公園の管理運営業務における現金の収納事務において、現金を収納したときは原則、即日所定の銀行へ入金すべきところ、遅延していたものが散見されたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指定管理者において定められた金銭出納規程第10条により、現金及び小切手は即日所定の銀行へ入金すべきところ、会計担当者の休暇取得による不在や本社会計担当による通帳確認で手元に通帳がない状況になること等により、即日所定の銀行に入金できないことがあった。</p> <p>上記事情により、当該規定が実態にそぐわず、規定に則した運用が困難であることから、原則即日納付とするが、金融機関休業日、公園休園日等即日入金が困難な場合は、3営業日以内に入金する旨、金銭出納規程を改定することとする。</p>

(2) 所管機関結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
<p>株式会社江ノ島マリンコーポレーション 【世界淡水魚園（世界淡水魚園水族館を含む一部の区域。）】</p>	都市公園課	<p>世界淡水魚園のうち世界淡水魚園水族館を含む一部の区域にかかる管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図られたい。</p> <p>1 管理運営協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは県の承諾を得るべきところ、承諾を得ないまま第三者に業務を委託していた。</p> <p>2 世界淡水魚園水族館で実施</p>	<p>指導事項1及び2について、都市公園課として指定管理者の事業内容を把握しきれていなかったため、適切な指導を行うことができなかった。</p> <p>今後は、毎月提出される事業報告に基づき実施している月次報告において、指定管理者により詳細な事業内容の聞き取りを行ったうえで、適切な指導を行い、再発防止に努めたい。</p>

		<p>する企画展示の案内看板の設置について、公園管理者から都市公園法に定める占用許可を受けべきところ、許可を受けずそのまま設置していた。</p>	
<p>株式会社オアシスパーク 【世界淡水魚園（世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。）】</p>	都市公園課	<p>世界淡水魚園の管理運営業務において、世界淡水魚園の管理に関する基本協定書に基づき事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理するよう指導されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、ドライブインシアターの開催委託業務に係る申請を行わせていなかった。 2 事業報告書において、施設の管理運営業務の実施状況に関する事項としてドライブインシアターの開催業務を記載させていなかった。 	<p>指導事項1及び2について、基本協定書に基づき、変更後の事業計画書における当該事業の記載を確認するとともに再委託があれば申請の指示をし、承認をするべきところ、記載の確認を怠り、申請の指示をすることができなかった。</p> <p>今後は、事業計画書提出時及び月次報告時に、変更した事業内容を指定管理者から聞き取って確認を行い、必要な手続きを行えるよう指導し、再発防止に努めたい。</p>